

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和2年2月26日（水曜日）
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 1分 開議
午前11時 4分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- | | |
|------------------------------------|---------------|
| ① 公の施設の広域利用に関することについて | (政策企画課) |
| ② 水戸市事務分掌等に関することについて | (行政改革課) |
| ③ 水戸市職員定数に関することについて | (行政改革課) |
| ④ 市長等の給料の特例に関することについて | (人事課) |
| ⑤ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関することについて | (人事課) |
| ⑥ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて | (人事課) |
| ⑦ 水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関することについて | (人事課) |
| ⑧ 水戸市職員の特殊勤務手当に関することについて | (人事課) |
| ⑨ 水戸市手数料に関することについて | (財政課) |
| ⑩ 水戸市特別会計に関することについて | (財政課) |
| ⑪ 水戸市印鑑に関することについて | (市民課) |
| ⑫ 水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて | (衛生管理課・ごみ対策課) |
| ⑬ 水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関することについて | (ごみ対策課) |
| ⑭ 包括外部監査契約の締結に関することについて | (行政改革課) |
| ⑮ 合葬式墓地の整備事業について | (衛生管理課) |

2 出席委員（7名）

委員長	小泉 康二君	副委員長	佐藤 昭雄君
委員	滑川 友理君	委員	田中 真己君
委員	高倉 富士男君	委員	須田 浩和君
委員	福島 辰三君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議長 安藏栄君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長	田 尻	充	君						
市長公室長	武 田	秀	君	国体推進局長	小 嶋	い つ み	君		
国体推進局 参事 兼 国体競技課長	大 久 保	克 哉	君	秘 書 課 長	川 上	悟	君		
政策企画課長	長 谷 川	昌 人	君	交通政策課長	須 藤	文 彦	君		
みとの魅力 発信課長	沼 田	誠	君	国体総務課長	村 沢	晶 弘	君		
総務部長	荒 井	宰	君	総務部参事兼 人事課長	天 野	純 一	君		
総務法制課長	上 垣 外	泰 之	君	行政改革課長	熊 田	泰 瑞	君		
中核市移行 推進課長	宮 川	孝 光	君	財産活用課長	谷 津	茂 男	君		
財務部長	園 部	孝 雄	君	税務事務所長	小 川	喜 実	君		
財政課長	梅 澤	正 樹	君	契約検査課長	青 山	和 夫	君		
市民税課長	安 里	裕 行	君	資産税課長	関 根		豊	君	
収税課長	佐 々 木	信 也	君						
市民協働部長	鈴 木	吉 昭	君	市民協働部 副 部 長	横 須 賀	好 洋	君		
市民協働部 技 監	大 和	直 文	君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	太 田	達 彦	君		
市民生活課長	小 川	邦 明	君	防災・危機 管 理 課 長	小 林	良 導	君		
文化交流課長	三 宅	陽 子	君	新市民会館 整 備 課 長	篠 原	芳 之	君		
スポーツ課長	柏	直 樹	君	市民課長	高 安	正 紀	君		
生活環境部長	川 上	幸 一	君	生活環境部 副 部 長	佐 藤	則 行	君		
生活環境部 参 事 兼 ごみ対策課長	篠 原	勤	君	生活環境部 参 事 兼 清掃事務所長	齋 藤	利 光	君		
環境課長	林	栄 一	君	衛生管理課長	渡 邊	徳 子	君		
廃棄物対策 準備課長	亀 井	俊 道	君	新ごみ処理施設 整 備 課 長	宮 田	正 一	君		
会計管理者兼 会計課長	小 田 木	義 弘	君						

選舉管理委員會
事務局長 石田顕男君

監査委員
事務局長 綿引信明君 監査委員
事務局次長 和田隆君

議会事務局長 小嶋正徳君 議会事務局
次長兼
總務課長 関谷勇君

6 事務局職員出席者

議事課長補佐 永井直人君 書記島田祐輔君

午前10時 1分 開議

○小泉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立って、北條情報政策課長、石塚男女平等参画課長が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入ります。

報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は15件ではございますが、(1)から(14)までの14件につきましては、いずれも第1回定期例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

初めに、(1)の公の施設の広域利用に関するご質問について、執行部から説明を願います。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 公の施設の広域利用に関するご質問について、市長公室政策企画課提出の資料により御説明申し上げます。

1の提案理由でございますが、水戸市をはじめとする県央地域、9市町村におきましては、それぞれが設置しております公の施設につきまして、協定書に基づき住民の相互利用を行っているところであります。協定対象施設の追加に伴い、改めて協議するものでございます。

2の内容でございますが、茨城町において新たに開設されましたフォレストぬまさきグラウンドを追加するものでございます。

3の公の施設の広域利用に関する協定書（案）につきましては、別紙として添付してございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

4の協定締結予定日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(2)の……

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 議案として上がるだろけれども、これでは図面もないし、どこに造るのか。何のグラウンドなの、これは。陸上競技場なの。

○小泉委員長 説明をお願いします。

長谷川政策企画課長。

○長谷川政策企画課長 こちらにつきましては、多目的に利用できるグラウンドというふうに聞いてございます。主に、サッカー、少年サッカーを行う施設というふうに聞いております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 ちょっと多目的というと、広さとか、図面とか、そういうものは次回出してください。それでいいです。ただ、グラウンドといったって、何に使うかということは、これを水戸市の議案に上げるという

のは今度は市民も利用できるわけでしょ。そういう場合に、我々総務環境委員会が、何ができる何に使えるか何も分かんなくてさ、はいよはいよって言ってるわけにはいかないから。次回それ、委員長、お願ひします。

○小泉委員長　はい、承知いたしました。

ただいま福島委員より資料の請求がございましたが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

[「はい、もう全部異議なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長　それでは、資料につきましては、次回委員会の際には準備のほうをお願いすることにいたします。

次に、(2)の水戸市事務分掌等に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長　水戸市事務分掌等に関することにつきまして、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、各部の事務量や人員配置のバランスを踏まえ、事務所管の適正化を図るために行政組織を見直すこととし、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、(1)の水戸市事務分掌条例の改正では、戸籍、住民基本台帳及び窓口業務に関すること、を市民協働部から総務部へ移管するものでございます。

(2)の関係条例の改正では、表にお示ししたとおり、各附属機関の庶務の所管部署を改めるもので、住居表示審議会及び町名、町区画合理化審議会の市民協働部を総務部にそれぞれ改めるものでございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

2ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長　次に……

[「ただ、ちょっと待って、委員長」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長　福島委員。

○福島委員　市民協働部から総務部へ移管するというのは、それは分かる。何で移管するの、理由は。

[「ちょっと、それは」と呼ぶ者あり]

○福島委員　だって理由が分かんねえもの。

いや、そんなの何で移管するのかというの何かがあるんだろうに。

○小泉委員長　説明の範囲で答弁できるところをお願いします。

熊田課長。

○熊田行政改革課長　1番の改正理由でお示ししたところですが、各部の事務量や人員配置のバランスを踏まえているところで、市民協働部の負荷が大きくなっていましたので、そういった部分のバランスを踏まえてということでの見直しでございます。

○小泉委員長　福島委員。

○福島委員　だって、多くなつた事務量がこんなにあるからこれは移管しますよという、多くなつた事務量

というのは何がそんなに増えたの。

○小泉委員長 説明の範囲内で、もう一回。

熊田課長。

○熊田行政改革課長 さきの行革の特別委員会で御説明させていただきましたが、市民協働部につきましては、今回の水戸市全体の改正の中で、防災・危機管理課について一部を生活安全課という形で分離ということで、課の数がさらに増えるという状況でございました。そうしたところで、部長の目配りといった部分の中でなかなか市民協働部の中での目配りが難しいだろうというところもありましたので、これまでの管理、市民課の管理をきちんとさせるためにもということで、総務部に移管したというところでございます。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 議案ですので議会のときに続くと思うんですが、具体的に何がどれだけ増えた、もしくは具体的に何が問題だった、だからこういうふうにしたと言わないと、何があったかは議案書では分からなくて、この1番ではよく説明がつかないよというのは、福島委員が毎回思うことですよ。当然私たちも何で移動したの、何がどれだけ増えたのというのが、当然それが説明できるようにもうちょっと細かい資料等、資料じゃなくてもいいですけれども、今度説明できるように準備だけはしておいてください、はい。

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 資料になると思いますが、この住居表示審議会と、町名、町区画合理化審議会が、市民協働部から総務部へ移ったわけですね。そうすると住居表示を新たにやるのか、それから町名、町区画合理化審議会を全部再審議に入れて町名変更するのか、これはいろいろあると思うんです。

これを聞くと内容に入るから、次回にはそういうのを含めて、今度新たに住居表示を変えるんだと、新たに町名を変更する、町名、町区画合理化審議会で町名の統一化とか例えば何とか何丁目で多いとか、そういうのは1つにするんだとかもっと分割するんだとか、何かがあるからこうなったと思うんですよ。だからそこら辺の事務量が増える、または審議会を何回も開く、そういう予算措置がされ、予算を見ていないんですけど、されていると思うので、そういう変更した理由というのは相当大きな事務量になると思うんです。今言っているのは分かります、事務量が物すごく増えるという。町名、町区画合理化審議会、これから何十回と開く、住居表示を変えていくというのは膨大な事務量です。その辺をきちんと次回議案とともに資料として出してください。

○小泉委員長 ただいま福島委員より御意見をいただきました。

議会中の委員会におきましては、より詳細、そして丁寧な説明をお願いいたします。また、必要であれば資料のほうもお願いをしたいと思います。

次に、(3)の水戸市職員定数に関するこことについて、執行部から説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、水戸市職員定数に関するこことつきまして、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の改正理由でございますが、行政需要の動向等を勘案し、その適正な管理に努めることとして見直しを

行ってございます。令和2年度におきましては、3事務部局における定数の変更を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、市長事務部局におきまして、1,190人から1,179人となり11人の減。教育委員会事務局及び教育機関におきまして、350人から347人となり3人の減。消防におきまして、341人から342人となり1人の増。全体では、2,090人から2,077人となり13人の減となつてございます。

3の施行期日でございますが、令和2年4月1日でございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対象表を添付してございます。また、3ページから6ページまでの職員定数増減一覧につきましては、定数の変更がありました部署について増減理由とともにまとめており、7ページには平成28年度から令和2年度までの定数増減の推移をまとめしておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(4)の市長等の給料の特例に関することについて、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 それでは、市長等の給料の特例に関することにつきまして、総務部人事課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、令和2年3月31日まで実施しております副市長等の給料の減額につきまして、行財政環境を考慮し、新たな水戸市行財政改革プラン2016の後期実施計画の期間に合わせまして令和6年3月31日まで継続して実施するため、条例の一部を改正するものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、副市長、常勤監査委員、教育長及び上下水道事業管理者の給料を減額する期間を令和6年3月31日まで延長するものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

また、参考といたしまして、下段の表で減額に伴います影響額をお示ししてございます。さらに、2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(5)の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関することについて、執行部から説明願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 続きまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関することにつきまして、人事課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、給料を支給される会計年度任用職員の公務災害補償に係る補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与の額を例により、実施機関が市長と協議し定めることとする規定を追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページから6ページに新旧対照表を、7ページに参考条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(6)の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することについて、執行部から説明願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関することにつきまして、人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の主な改正理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じ、選挙長等の報酬額の変更及び専門委員等の報酬の日額の上限額の見直し等を行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容についてでございますが、(1)としまして選挙長等の報酬額につきまして、下記表のとおり改正するものでございます。また、(2)といたしまして、専門委員の報酬の日額を1万6,000円以下とするものでございます。さらに、(3)といたしまして、令和2年度の組織改編に伴いまして、非常勤職員の職名の並びを組織順に整理するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

さらに、2ページ、3ページに新旧対照表、4ページに参考条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(7)の水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関するこについて、執行部から説明を願います。

天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 続きまして、水戸市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関するこにつきまして、人事課提出の資料により御説明申し上げます。

1の改正理由でございますが、学校教育法の改正により、専門職大学及び専門職短期大学が創設されたことに伴いまして、当該学校への修学を修学部分休業の申請対象とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容についてでございますが、修学部分休業の申請対象となる教育施設につきまして、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、に改正し、大学院、専門職大学、短期大学及び専門職短期大学も包含した規定とするものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日としております。

2ページに新旧対照表、3ページに参考条文をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(8)の水戸市職員の特殊勤務手当に関するごとについて、執行部から説明を願います。
天野参事兼人事課長。

○天野総務部参事兼人事課長 水戸市職員の特殊勤務手当に関するごとにつきまして、人事課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の改正理由でございますが、土木補修事務所で実施しております下水道直営補修業務の委託化に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。

2の改正内容についてでございますが、下水の処理作業に従事したときに支給する下水処理特殊勤務手当の規定を削除するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

2ページに新旧対照表をお示ししてございますので、御参照いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(9)の水戸市手数料に関するごとについて、執行部から説明を願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 水戸市手数料に関するごとについて、御説明いたします。

1の改正理由につきましては、中核市移行及び県の事務処理特例条例の改正に伴いまして、県から移譲を受ける事務の手数料を新たに規定するものでございます。

(2)の建築基準法等の法令の改正に伴い、規定の整備も併せて行います。

2の主な改正内容ですが、別表を全部改正し、新たな手数料として163件を追加いたします。

資料5ページを御覧ください。資料の5ページでございますが、23番として、医療法に基づくものとして、診療所開設許可申請手数料など、4月から新たに行う事務163件の手数料を新たに条例として規定いたします。金額につきましては、現在県が行っている金額に準じて定めております。

また、別表の中ではイ、用途地域における建築等許可申請手数料について、引用法令の変更などに伴う規定の整備を行います。

1ページにお戻りいただき、改正内容の(2)でございます。納付方法の特例を規定いたします。現在規定しているもので、ただし書を加えまして事後の納付を可能とするものでございます。具体的にはと畜検査手数料など、事後に納付を行う事務について特例を定めるものでございます。

改正内容の(3)でございます。手数料の免除の対象を定める規定を、表現を明確にするため見直しを行つたところでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日からでございます。

2ページは第4条、第5条の新旧対照表でございます。そして、3ページから89ページまでは、全部を改正する別表を記載しております、実質的な変更箇所に網かけをしているところでございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(10)の水戸市特別会計に関するごとについて、執行部から説明を願います。

梅澤財政課長。

○梅澤財政課長 それでは、水戸市特別会計に関するごとについて、御説明いたします。

改正理由の(1)といたしまして、中核市移行に伴い、現在県が実施している母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉資金の貸付けを行う必要がございます。このため、特別会計を設置いたします。

(2)としては、東前第四土地区画整理事業が本年3月31日をもって終了するため、特別会計を廃止するものでございます。

改正の内容としましては、水戸市母子父子寡婦福祉資金会計を新たに追加し、水戸市東前第四土地区画整理事業会計を削除するものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(11)の水戸市印鑑に関することについて、執行部から説明を願います。

高安市民課長。

○高安市民課長 それでは、水戸市印鑑に関することについて、市民課提出の総務環境委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴いまして、意思能力を有すると認められる成年被後見人による印鑑登録を可能とするため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、印鑑の登録を受けることができない者について、成年被後見人、を、意思能力を有しない者、に改めるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日とするものです。

2ページに新旧対照表を記載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 次に、(12)の水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関することについて、生活環境部ごみ対策課及び衛生管理課提出の資料により御説明いたします。

まず、1の改正理由につきましては、令和元年12月水戸市議会定例会において議決いただきました大洗、鉢田、水戸環境組合のごみ共同処理からの脱退及び笠間・水戸環境組合の解散に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、(1)といたしまして、市全域における一般廃棄物に係る処理手数料の統一、(2)一部事務組合に係る適用除外規定の削除でございます。

参考として、下段に一般廃棄物の処理手数料を掲げてございます。燃えるごみ、燃えないごみのそれぞれの収集袋及び処理券の手数料について記載してございます。さらに、清掃工場への直接搬入ごみ、粗大ごみの戸別収集料金について、統一した手数料金額として記載してございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、2ページ以降に新旧対照表を、7ページに参考条文を添付してございますので、御参照ください。

説明につきましては以上でございます。

○小泉委員長 次に、(13)の水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関することについて、執行部から説明を願います。

篠原参事兼ごみ対策課長。

○篠原生活環境部参事兼ごみ対策課長 それでは、水戸市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関することについて、生活環境部ごみ対策課提出資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正に伴い、本市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、技術管理者の資格要件に関し、学校教育法の一部改正により、専門職大学の前期課程を修了し、実務経験を有する者を加えるものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日といたします。

2ページに新旧対照表を、3ページに参考条文を掲げてございますので、御参照ください。

説明につきましては以上でございます。

○小泉委員長 次に、(14)の包括外部監査契約の締結に関することについて、執行部から説明を願います。

熊田行政改革課長。

○熊田行政改革課長 それでは、包括外部監査契約の締結に関することにつきまして、総務部行政改革課提出の資料により説明をさせていただきます。

1の契約の目的でございますが、包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告でございます。

2の契約金額でございますが、1,200万円を上限とする額でございます。

3の契約の相手方でございますが、茨城県ひたちなか市西大島2丁目11番6号、前嶋仁一で、資格は公認会計士でございます。日本公認会計士協会東京会茨城県会からの御推薦をいただいた方で、経歴は資料にお示ししたとおり。包括外部監査につきましては、茨城県といわき市において携わった実績がございます。

4の契約の期間でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。

2ページ以降に参考条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件についての説明は終了しました。

この際、先ほどの意見の中で、(1)、(2)以外の部分に関しまして資料請求がございましたらば、発言を願います。

田中委員。

○田中委員 会計年度任用職員の件で、公務災害補償ですかね、人事課の御説明があった件で、前回でしたか、詳細な資料を頂いたんですが、いわゆるフルタイムとパートタイムと、働き方の会計年度任用職員で区分けがあると思うんですけれども、それが4月以降どうなって、この条例に適用になる該当者というのはどういう状況にあるのかを分かるような資料が頂ければと思いまして申し上げました。ちょっとお諮りいただきたいと思います。

[「いや、言っている意味は分かるんですけども、どれに関して」と

〔呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 (5)ですね。(5)の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の部分ですね。

ほかにございませんか。

それでは、ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めると思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、次回の委員会に提出を願います。

次に、(15)の合葬式墓地の整備事業について、執行部から説明願います。

渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 それでは、合葬式墓地の整備事業について、生活環境部衛生管理課提出の資料に基づき御説明いたします。

このたび、合葬式墓地の整備について基本設計がまとまりましたので、その内容について御説明いたします。

まず、1、事業の概要についてでございますが、平成29年8月の総務環境委員会において御承認をいたしました水戸市墓地整備基本計画においては、多様な形態の墓地の一つとして合葬式墓地を位置づけており、市が永続的に管理を行うため、承継者がいなくとも安心して利用できるよう、市民ニーズの多様化に対応するため整備することとしております。

2、整備箇所につきましては、2ページを御覧ください。

浜見台霊園内の整備箇所と書かれた部分で、約1,700平方メートルでございます。3ページの別紙2が、整備箇所を拡大したものになります。

1ページにお戻りください。

3、施設概要についてでございますが、(1)基本構成といましましては、合葬室と参拝所になります。4ページのイメージ図も併せて御覧願います。

図のうち、茶色の部分の地下が合葬室になります。構造はRC造平家建てで、延べ床面積は約75平方メートルでございます。

次に、左下の図になりますが、黒い球体に向かって手前の屋根がある部分が参拝所になります。参拝所もRC造平家建てで、延べ床面積は10平方メートルです。

その他の設備としまして、球体のモニュメント、献花・線香台、火つけ台等々、植栽等の外構を整備いたします。

1ページにお戻りください。

4、スケジュールについてでございますが、令和元年度、令和2年度の2か年で、基本・実施設計を進め、令和3年度の整備工事を予定しております。

5、御説明した参考資料以外のものとして、5ページから8ページに平面図、立面図等を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○小泉委員長 それでは、内容について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 まず、これはトータルで75平米ですから、23坪ぐらいで、そうしますと、これで2,000体に対応できるスペースということなんですが、それは2,000体というと23坪ですから、ここぐらいの面積になるわけですよね。そうすると、1体は大体何平米ぐらいを考えられているんですか。だから、そうすると普通お骨も入れたものぐらいの感覚でいいんですか。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 燃骨を普通骨つぼに入れたそのままで、当然23坪の中に2,000体は入らないので、まだ運用は決めてはおりませんけれども、別のほかの市町村であるのは、袋とか別の箱とかに入れて収めるような形になりますので、そういう形を検討したいと思っております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、現実的にはどのようなものをどのように入れるというのは、明確に決まっていないと。だから、簡単に我々が今説明を聞けば、骨つぼを重ねていくのかなという感覚しかないんですよ。袋に入れるということは、どういう意味なんだかなというのは、今まで見たこともないし、聞いたこともないんですね。だから、通常、一般常識的には火葬した後の骨つぼを並べるから23坪しかないと、本当にこの場合大したスペースはないわけですよ。だから、重ねれば当然入るのかというの、それは入るかもしれない。

それと、全体的にこれは金額はどのぐらいを想定しているんですか。あんまりかからないよね、これだったら、全体的には。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 金額というのは、建設のほうでよろしいですか。

[「全部」と呼ぶ者あり]

○渡邊衛生管理課長 そうすると……

○福島委員 全部、計画からきちんと建物から内装から全部入れて。

○渡邊衛生管理課長 そうしますと、今はまだ基本設計の段階ですので、詳細は詰め切れていませんけれども、おおよそ……

○福島委員 概算。

○渡邊衛生管理課長 はい、概算で8,000万円から9,000万円と考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この地域には駐車場とか納骨する場合のスペースというのは、この図面ではないんですが、そういう場合はどうやって持ってくるんですか、ここは。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 駐車場につきましては、2ページの合葬式墓地整備箇所図のほうを御覧いただきたいと思うんですけども、整備箇所と書いてある右側に駐車場がございますので、そちらを利用していただく予定でございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この合葬に対して、預かり料とかそういうものは大体どのくらいを想定しているんですか。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 こちらも整備によっても変わってくる部分かと思いますので、今のところまだそこまでは決めてはおりません。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 たけども例えば8,000万円という概算が1つは出ているんだから、1つの企業体であるならば、1戸何個を預かって、どのぐらいで買えて、維持管理がどのぐらいで、永久にどのぐらいだっていうのは、他市の事例ではあるんじゃないですか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 他市の事例ですと、大体8万円から20万円の間になっております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから期間は。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 期間は永年のところです。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、例えば8万円が1,000体分だと、8,000万円になるよね。全部だと1億6,000万円ということですね。ですから、考え方によっては、企業じゃないんだから、現実に2,000体で1億6,000万円が入るよと。すぐ入るわけじゃないでしょけれども、そういうこの墓地に対する投資とか、よりよいものとは、それなりの負担割合とか、受益者負担ももちろんあるでしょうが、そういうことを考えて、少しでも安くね、例えば8,000万円かけて造ったよと、後、維持管理費がこれからずっとかかるんだけれども、その辺で永久にできれば、例えば2,000体がまだもっと4,000体になったとしても、市民サービスとしては十分なわけですよ。だから、もう少し、私はせっかく造るんなら、これでもうやらないよりはやるほうがいいから、この努力は評価しますよ。

けれども、どうせ造るんだから、水戸市の人口から将来の都市構造、都市人口、そして死亡率を考えると、物すごく利用価値があって喜ばれるんじゃないかなと思います。だから、1回造るとなかなかできないもんですから、できるだけ少しでも大きく造るということと、市民サービスというものを考えてもらいたいと同時に、かつまた、下入野町に火葬場を造ります、そういう場合も向こうにもそういうものがある程度もう踏まえて考えた構想もあってしかるべきだろうなと思います。あとはいいです、はい。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 まず1点目、2,000体を合葬できると先ほど福島委員からもありましたけれども、2,000体を合葬するためには、ある程度これぐらいのスペースが必要なんだよと、1体につきという計算は成り立っているはずだと思っています。

しかしながら、恐らく今度これは、私は成果が出なかつたけれども、市民の代表として言わせてもらえれ

ば、当然すごく小さいスペースにすればするほど、それは収まりはいいですよね。だけど、やはり何年かだけは骨つぼに入れておいてくださいとか、例えば数年、例えば一緒になって合葬する、ごちゃっと、ごちゃつという言葉悪いな、そこから出して一緒に骨にするとか、土に戻すとかが当然あるんだと思うんですよ。そう考えたときに、先ほどの袋とか新しい箱というよりも、市民感情としては当然しばらくの間は骨つぼに入れておいてくださいよね、こういうような感情があると思うんです。大変そこだけを配慮していただきたいと。2,000体という数字ですから、もう当然スペースを小さくするということが先ほどの答弁の中に表れたと思うので、そこら辺はよく御配慮いただいて、数年間というのをお願いしたい。

それで、2点目なんですが、ほかの市町村でやっている例があると思うんです。その例の中で聞きたいんですが、例えば水戸市は27万人の人口ということですが、ほかの市町村は何万人の人口で何体入るような例があったのか。それによって、例えば10万人で3,000体だよといったら、水戸市の場合は27万人だから単純に7,500基ぐらい必要になる気がするんですよ。

そうすると、今度は墓地、私はすごい需要があるのかなと、ただ勘です、あくまで勘ですが、あると思うんですよ。そのときに、水戸市の墓地って最初のうちは需要が多くて、皆さん、不平等だ、不平等だと、なかなかうちちは当たらないんだと、こんなことが起こってきたと思うんですよ。そうすると、ニーズというものの把握を本来すべきだと思うんですが、ほかの市町村では何人ぐらいの人口に対して、当然高齢化率とかそういうのを掛けていくといろんなことは出てくるんでしょうけれども、およよその目安として、何人ぐらいの人口でこれぐらい造っています、今、待ちがたくさんあります、ないですということがきちんと把握できているのかなと思っていますが、どういう形でしょうか。

ほかのところは人口に対して幾つで、待ちはどれぐらいあるとか。そのニーズが多いのに、この形、これはこの形がありきになっていると当然そこら辺は私は問題になると思うんだよね。市民から何だよ、できたはいいけれども利用できないのかよとか。そこら辺で大体で概算で分かるところはありますかね。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 すみません。今手元には、申し訳ございません、持ってきていないです。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 恐らく手元にないということは、そこら辺を前提につくっていないと思うんですよ。合葬式墓地は造りましょうよと。前提にあるんだったらそこらを説明できると思うんですが、ぱっと出ないということは、恐らく他市との比較というのが、実はうちの市の形ができてから、それに対してほかのところは幾らですよとか、こういう形を調べたのか。本来ならそういうふうな、例えばここは企業じゃないですから、しかしながら市民ニーズに合わせるということは、きちんと的確に把握されていないと、例えば1万人必要なに、2,000基分しか造っていないよなんていうのはこれは問題でしょうが、そこらがもし分かるとすれば答弁をいただきたいんですけども、じゃなければ、恐らくそんなんの後からつくったのかなと。

○小泉委員長 墓地整備基本計画の部分の説明をもう一度。

渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 水戸市におきまして、墓地整備基本計画を作成するときに、市民の需要を基に計算して2,000基という数を出しております。

○小泉委員長 須田委員。

○須田委員 その説明は受けていたんですね。そのときにどのような、アンケートか何かでやったんでしたっけ。それで、アンケートはどれぐらい出て、どれぐらいの回収率でとか。他市事例との比較はないんですね。人口がこれぐらいのところで困っているよとか、それに関してはないと、アンケートだけで決めているよと。アンケートってかなり曖昧かなと思うんですけれども、どうですかね。

意外とやってみると需要があるということはないですか。僕もあると思うんですよ。

そう考えると、私は、まだそのきちんとした裏づけがあるわけじゃないけれども、今後この需要は確実に増えていくのかな、しかも人が生まれて死ぬ限りどんどん増えていく。ましてや正直言えば、県内において水戸市で合葬式墓地があるということになれば、当然水戸市に収めたほうが、何かみんな近くだ、にぎわって楽しいなどいろいろな感情が出てきて、多分水戸市の需要はとてつもないような気がするんですよ。そこら辺の需要を見て、なるべく早期に、もし仮に需要が多い場合、それからその予測をするために、他市では何万人でどれぐらいの需要がある、アンケート調査はかなり曖昧ですよ、欲しいですか、と書けば、欲しいです、と書く人もいれば、欲しいけれども買わない人もいて、面倒くさいから出さない人もいると考えると、ほかの市町村の状況を見てそこら辺をきちんと今度の長期計画の中で、例えば、さっき言ったような下入野町の山のほうにまた新たに見積もるとか、そこのスペースにさらに造るとか、そこら辺の需要をきちんと見極めてくださいねと。

私は、これから大変必要なものだと思うので、そこら辺をすぐに対応できるように、また2,000基のところに5,000件来ちゃった、1万件来ちゃった、次の合葬式墓地ができるのは4年後です、5年後ですというのでは大変困ると思うので。そこら辺をきちんと把握して、計画の中にどんどん織り込んでいっていただきたいと。ただこれは多いだろうという私の勘なので。勝手な私の懸念で、そういうことじゃなければそれはそれでいいことですが、そこら辺のニーズはきちんとアンテナを高くして把握して、新しいものをどんどん計画に入れていくということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 今のお話の関連で、墓地整備基本計画、改めて私もざっと目を通してみたんですけども、今のお話だと、アンケート2,500人対象でやって回答者が1,400人強ということで、6割弱ですね。その回答で、従来型の希望が4割、合葬式と納骨堂がそれぞれ3割ということで載っています。従来型を今は持っているけれども、将来は合葬式に替えたいという御遺族も出てくることもあるでしょうし、その辺はかなり流動的なんじゃないかなというふうには私も思います。

そこでちょっと聞きたいのは、この計画上は、従来型は計画期間外に900基、合葬式は2,000基、納骨堂は2,000基、合わせて4,900基造りますというふうになっているんですけども、スケジュールは、合葬式は令和2年、当時は平成32年度には整備するというふうになっているんですけども、さっきの御説明ですと1年遅れになっているのかなと思ったんですが、その点はどうなのかなというのと、従来型も令和2年にさっき言った数、900基ですか、整備となっているんですけども、その点はちょっと繰越しになっているというふうに理解していいのか。それで、そのことによって現在、既にもう待っていると

いうような人はいらっしゃるのかどうかと、実情もお聞きしたいと思います。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 合葬式墓地につきましては、確かに、当初の基本整備スケジュールから比べますと1年遅れている状態でございます。こちらにつきましては、やはり水戸市として初めてのものであったこともありまして、いろいろなことを研究しているところでちょっと遅くなってしまったものであります。

従来型墓地につきましては、整備スケジュール上は2か年の整備事業になっておりますけれども、令和2年度の予算要求のほうをさせていただいておりまして、おおむね令和2年度に整備が終わる予定でございます。

○田中委員 分かりました。待っている人はいらっしゃるんですかというのは。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 失礼しました。今現在、待機人数としましては50人弱おります。

○田中委員 待たれている人が多いんだと思いますし、出来上がればまた需要も増えてくるんじゃないかなと思うので、お骨の収め方も含めて、他市の事例をいろいろ研究していただきたいと思いますけれども。

設計の細かいところなんですけれども、どこがいいですかね、4ページと5ページ、それから8ページにいろいろ細かいのがあるんですけれども、要するに2,000体入って、お彼岸とかですね、たくさん同時に来ることがあるわけですけれども、ベンチはこれぐらいで足りるんでしょうかとか、それから手洗い場はないんでしょうかとかですね。献花とか、お墓を洗う水場は必要ないかもしれませんけれども、線香をあげるわけなので、手ぐらい洗いたいというふうに考えたりするんじゃないかと思ったんですけども、この設計のことについては、どういうお考えなのかお示しいただきたいと思います。

○小泉委員長 渡邊衛生管理課長。

○渡邊衛生管理課長 水の部分ですけれども、献花・線香台の脇に配水栓を持たせるとともに、ここからちょっと歩きますと、施設の常夜灯のそばにも水道栓はございますので、ここで洗えるかと思います。

○小泉委員長 あとベンチ等の待ちスペースと手洗い。

○渡邊衛生管理課長 ベンチ等につきましては、2本、個々に座るものではなくて、本当に横長のものですので、大丈夫だと思っております。

○小泉委員長 あと手洗いは近くにあるかどうか。

渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 手を洗うところにつきまして……

○小泉委員長 手洗いというかトイレ。

[「それは聞いていないと思いますよ」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 手を洗うね。じゃ大丈夫です。

田中委員。

○田中委員 要するに、利用動線だとか、利用しやすい状況になるように、実施設計に向けてはよく検討していただきたいということを要望したいと思います。

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 我々でいろいろ調べたときがあるんですが、今はここをお参りしてね、命日だのお彼岸、そのときに全部できているんですよね。そこにあるボタンを押すとね、あるいは2,000人ですから、1015番といえばその亡くなった人の写真が出てきて、ビデオでできているんだよ、功績がといって。そして、命日にそこへ行くと拝む。そういうのは有料でも、例えば500円入っても、1,000円入っても、自分のところに納骨されている人の家族がここに行ってお参りすると。そのときにボタンを押すと、自分は1025番といったら1025番を押せばそのビデオが出てきて、例えば、造ればその人の今までの功績とかね、何かあってそれでお参りして帰ってくるというのは今全部できているんですよね。こういうものは、一切ここにはないですか。

だって、命日に行っても自分のお墓がないよと。普通もっとすごいところは、ボタンを押すと自分のところのお骨がぐるぐる回って出てきて、そこで拝んで、その上にビデオがあって、そう出てくるのもあるわけですよ。これは、例えば3年忌だ何だかんだお参りに行っても一切何も出でこない、何もないということで、8万円取られて終わりというようになっちゃうんですか。何でここにそういう装置はつけないの。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 こちらは合葬式墓地になりますので、今、福島委員が言われたような番号で功績などが出てくるものについては、このお墓については出るような仕組みにはなっておりません。

ただ、多分言われているのは納骨堂のお話だと思いますので、納骨堂につきましても本市において初めて整備するもので、今現在、手法等につきましても委託をかけて調査しているところでございますので、しばらくお待ちいただければと思います。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 ちょっと先ほどから思ったんですが、ちょっとまだ手法を考えているということなんですが、納骨方法なんですが、永代で1回入れたら、もうまたそのような形になるんでしょうけれども、6ページのところで、合葬室のイメージの一番下の右側のところに、袋か何かに収めた形でほとんど収めていくということで、1回こういった形で収めたら、もうそれ以上の移動とか形を変えたりとかそういうことはしないのか、どんなイメージでしょうか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 移動はしないイメージです。

○高倉委員 分かりました。それでですね、今いろいろ福島委員から質問があったんですけども、この2,000体というのは需要を基に試算しているんでしょうけれども、大体年間で何体ぐらい収めていくようなそういう積算なんですか。それとも最初に2,000基ってスペース的になのか、ちょっとその辺を。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 当初、墓地整備基本計画を策定しましたときに、7年間で650基で、20年間で2,000基ということで計画で出しました。

○小泉委員長 高倉委員。

○高倉委員 分かりました。大体20年間でいっぱいになるというような積算なんですね。これはまだ実際

に募集をかけていませんので、先ほどもあったようにやはり今ニーズが非常に高まって、実際はそれより早くいっぱいになってしまふと、そういうこともあるでしょうけれども、その辺は実際募集をかけてみてからになろうと思います。あと、スケジュールについてなんですが、令和元年度、令和2年度で基本・実施設計をやって、令和3年度で整備工事ということですけれども、供用開始はおおよそいつ頃を予定しているんでしょうか。

○小泉委員長 渡邊課長。

○渡邊衛生管理課長 予定ですと、令和4年度を予定しております。

○高倉委員 令和4年度ということで、本当にいろんな方が望んでいると思いますので、これから運用面の整備も含めてやっていただきたいと思いますが、今いろいろ、ちょっと骨つぼ、お骨を持っている方が申し込めるのか、あとは生前でも申し込めるのかとか、いろんな面でのこれから整理が必要になってくると思うので、その辺も含めてじっくり、あとニーズを踏まえて検討していただければと思います。

○小泉委員長 よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

それでは、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

篠原新市民会館整備課長。

○篠原新市民会館整備課長 それでは、水戸市民会館費用支出差止等請求住民訴訟事件について、市民協働部新市民会館整備課提出の資料により御説明いたします。

提訴年月日及び裁判所でございますが、令和元年12月16日に水戸地方裁判所に提訴されております。

本市に水戸地方裁判所より訴状が到達したのは、2月21日金曜日の午前中でありましたことから、本日の総務環境委員会で報告させていただきたいと思っております。

原告は、 であり、被告は水戸市長でございます。

請求の趣旨でございます。

1として、被告は、平成30年度補正予算による翌年度繰越額の執行として、以下の(1)、(2)の支出、令和元年度の予算執行として、以下の(3)ないし(6)の支出、債務負担行為の執行として、(7)の支出をそれぞれしてはならない。

(1) 泉町1丁目北地区市街地再開発事業費35億3,680万円、(2) 泉町周辺地区整備事業費2億1,300万円、(3) 新市民会館整備事業費1,520万円、(4) (仮称) 水戸芸術館東地区駐車場整備事業費8億7,090万円、(5) 泉町1丁目北地区市街地再開発事業費2億1,080万円、(6) 泉町周辺地区整備事業費5億5,000万円、(7) 新市民会館整備に係る債務負担182億円。

次に、2として、被告は、水戸市を代表して、泉町1丁目北地区市街地再開発組合に対し、泉町1丁目北地区市街地再開発事業費として平成30年度に支出した28億4,488万4,000円の返還を請求せよ。

最後に、3として、訴訟費用は、被告の負担とする、となっております。

次に、請求の原因でございます。

要約いたしますと、1から裏面の8までとなっております。

簡潔に申し上げますと、新市民会館建設及び関連事業の事業費は多額過ぎる。新市民会館の立地を泉町1丁目北地区に決定したことは、市長の独断であり、裁量権の逸脱、濫用である。新市民会館の規模や設備は市民にとって使いにくいものである。本事業は、特定の業者、地権者の利益を図るもので、市長の裁量権の逸脱、濫用である。よって、本件事業に対する支出は違法であるとの主張でございます。

続きまして、第1回目の口頭弁論期日は、令和2年4月16日となっております。今後は訴状の内容を精査し、裁判におきましては弁護士と相談をしながら、新市民会館の立地判断や支出の適法姿勢についてしっかり主張し、対応してまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、都市建設委員会においても同様の報告をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 本件につきましては、現在係争中でありますことから、本日は報告を行うにとどめさせていただきますので、御了承を……

[「ちょっと、委員長」と呼ぶ者あり]

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 これ、法定代理人は水戸市は何人つくんだ。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 ただいま、総務法制課を通しまして調整をしているところでございます。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 まだ決めていない。だってこれ今やったように4月16日が弁論の日なんでしょう。するとこれに対して、弁護人がまだ決まっていないということは、何ら手は打っていないということなんだ。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 説明が足りなくて大変申し訳ございません。訴状が到達したのが先週の金曜日でございますので、本日、早速、総務法制課と協議しまして、どなたにお願いするか検討してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、提訴の年月日が令和元年12月16日でしょう。訴状が来たのが先週。

[「2月21日」、「先週の金曜日」と呼ぶ者あり]

○福島委員 そんなにかかっているんだ。それでも4月16日という法廷は決まっているんだ。そう。

そうすると、これから法定代理人を決めると、それは何人決める予定なの。

○小泉委員長 篠原課長。

○篠原新市民会館整備課長 訴訟につきましても、総務法制課と協議をして決定してまいりたいと考えております。

○小泉委員長 田中委員。

○田中委員 いや、違います。質疑はできないですよね。

○小泉委員長 そうですね、質疑は、はい。

○田中委員 じゃ、意見だけ申し上げさせていただきます。

12月30日の茨城新聞でも、建設へ険しい道程、ということで、この訴訟についても記事が載っておりましたが、いわゆる最少経費で最大の効果を挙げるという行政の立場からして、今回の市民会館計画については、私どもは繰り返し申し上げてきましたけれども、非常に過大な事業費であり、計画に対する住民合意もなされていないという状況の中で、本裁判の請求趣旨についてはいずれも賛同できるものというふうに思っておりますので、そういう点では、この訴訟については住民にも大変注視をされているものでありますので、私たちとしてもそういう立場で取り組んでいきたいと思います。

○小泉委員長 改めまして、本件につきましては係争中でありますことから、以上というところでとどめさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時 4分 散会